



報道機関 各位

記者発表資料  
平成29年5月20日（土）  
問い合わせ先：選挙課  
担当：選挙課 若林、堀切  
電話：829-1773  
内線：4510

## 投票ができない県外転出者による投票について

このことについて、下記のとおりお知らせします。

### 記

#### 1 経緯

平成29年5月20日（土）に、市選挙課が選挙期日当日の当日有権者数及び選挙人名簿登録者数の確認をしていたところ、南区の選挙人名簿登録者数の不整合を発見した。

不整合の原因を確認したところ、南区選挙管理委員会において住民記録の異動データの一部（22名）を選挙人名簿データに反映させていなかったことが判明した。このため、選挙人名簿データに反映させていなかった選挙人のうち1名が、市長選挙で投票ができない県外転出した選挙人であったにもかかわらず、既に平成29年5月18日（木）の午後に、南浦和駅市民の窓口（臨時期日前投票所）で期日前投票をしていたことが判明した。

なお、この投票は候補者名が正しく記載されていれば有効となる。

#### 2 原因

これは選挙システムの操作マニュアルに関し理解が不足していたため、住民記録の異動データを選挙人名簿データに反映させていなかったことが原因によるものであった。

なお、投票した1名を除く21名に関しては、投票はされていないことを確認した。

#### 3 今後の対応

各区選挙管理委員会の担当職員に選挙システムの操作マニュアルに基づいた適正な処理について指導するとともに、マニュアルの操作手順をより詳細に記載することとする。